

# 給水装置工事の手引き

紀宝町役場 環境衛生課

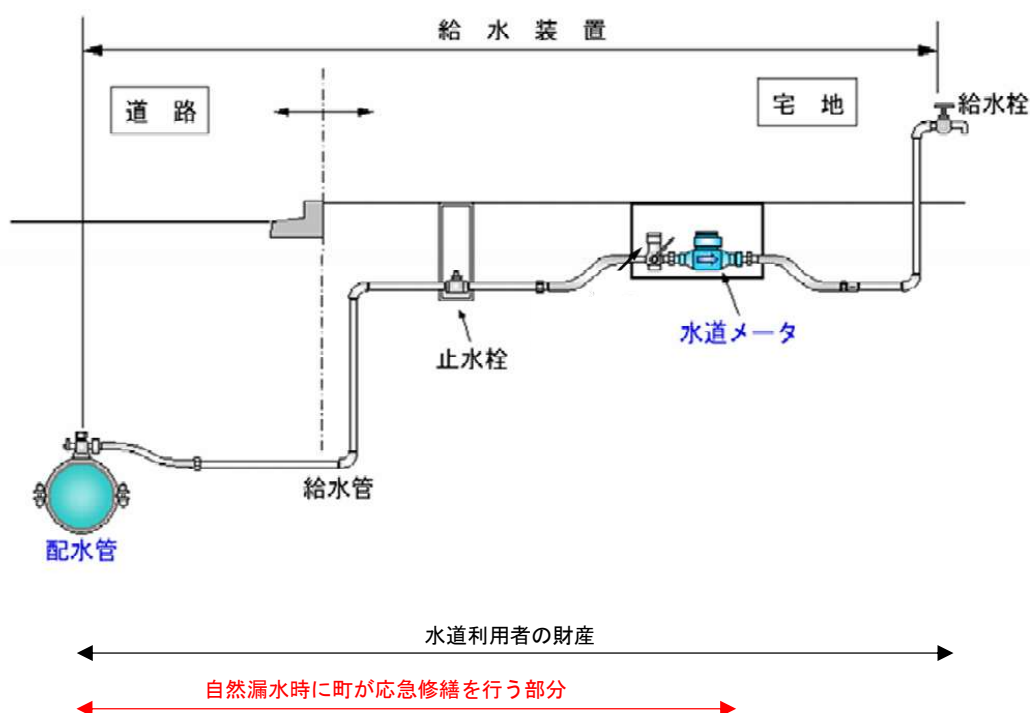
## 目 次

- 1 給水装置の定義
- 2 工事の申込み
- 3 申込みの時期
- 4 申込手数料の支払い
- 5 道路等の占用許可
- 6 提出書類
- 7 申込書等の記入要領
  - ◇給水装置工事申込書
  - ◇給水装置工事設計審査申請書
  - ◇給水装置工事使用材料表
  - ◇給水装置工事着工届
  - ◇水道使用開始届
  - ◇給水装置工事竣工検査申請書
  - ◇各種承諾書等
  - ◇その他申込書類
- 8 図面作成の留意点

## 1 給水装置の定義

### 1-1 給水装置とは

水道本管の分岐部から蛇口までの水道施設〔給水管、止水栓、メーターボックスなど（メーターは町の所有物です）〕は建物等の所有者が設置したもので、建物等の所有者の財産です。水道施設の新設、改造、修繕、撤去、維持管理は、建物等の所有者が行っていただくことになっています。



#### <給水装置の修繕工事>

給水装置とは、町の配水本管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（蛇口等）のことをいいます（紀宝町水道事業給水条例第3条）。給水装置（メーターは町の所有物です）は道路部を含めてお客様の財産であり、修繕などの際にかかる費用は、お客様の負担となります。

しかし、貴重な水を無駄にしないため及び二次被害（道路陥没等の通行への支障など）を回避するために、町が行う修繕範囲を設定しています。

#### <町が行う修繕範囲>

配水本管分岐部からメーターまでの自然漏水については、原則町で修繕を行います。

なお、町が行う修繕は漏水等した箇所のみで、町修繕範囲内の給水装置を全て新しい物に取り替えるものではありません。

#### <給水装置の新設等について>

住宅の新築、建替、解体などで、給水装置の新設、改造、撤去（仮設を含む）やメーターを移設する場合は、町への申込みが必要です。必ず紀宝町指定給水装置工事事業者に委任し、申込みをしたうえで工事をしていただきますようお願いいたします。

#### <修繕工事を行った際の宅地内の復旧>

宅地内の復旧については、モルタルやアスファルトなど簡易補修（範囲は必要最低限）とする。

また、修繕工事により植栽などに影響が生じても、町は責任を負いかねますのでご了承ください。

#### <町の修繕範囲に関する例外について>

町の修繕範囲内での漏水等であっても、次のような場合は、修繕工事を行えないことがあります。その際は、お客様から紀宝町指定給水装置工事事業者に修繕工事の依頼をお願いします。

1. 障害物（庭石、植木、門扉など）があることにより、修繕工事が困難と判断される  
とき。
2. 特殊な機器の使用が必要となる修繕工事。
3. 特殊な復旧に費用を要する修繕工事。
4. 給水装置使用者や工事事業者等が工事中に破損させたもの。
5. 老朽化等により、漏水が数回発生している給水管など、部分的な修繕で改善できないもの。
6. 建物内（水道メーターより建物側）にある給水装置。
7. その他、町職員にて修繕工事が不可能と判断されたとき。

#### 紀宝町水道事業指定給水装置工事事業者規程（抜粋）

（定義）

第2条5 給水装置 需要者に水を供給するために町の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

- ◇配水管 配水池または配水ポンプを起点として、配水するために布設した管。
- ◇給水管 需要者への給水目的で、配水管から分岐して布設した管。
- ◇給水用具 給水管と直結して有圧のまま給水できる用具で、分水栓、止水栓、水道メーター、給水栓、水抜栓等である。

## 1-2 給水装置の構造及び材質

水道法施行令（抜粋）

（給水装置の構造及び材質の基準）

第6条

- 1 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。
- 2 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 3 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 4 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 5 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 6 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 7 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

給水装置は、水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏水のおそれがないよう設計及び施工をしなければなりません。

（2補足）

水の使用量に対して著しく過大な口径は、給水管内の水の停滞による水質の悪化を招くおそれがあり、付近の各戸給水にも影響を及ぼすことも考えられるため、口径の選定には十分に注意してください。

（3補足）

給水装置にポンプを直結して使用すると、配水管内の水圧が低下し、他の需要者への給水に重大な支障をきたすとともに、水道水の汚染など維持管理にも悪影響を及ぼすことになるため、ポンプとの直結は行わないでください。

（6補足）

水道の給水管と水道水以外の管が接続されていると、バルブの故障や操作不良等により井戸水や山水などが水道本管（配水管）へ逆流するおそれがあるので、水道法で禁止されています。

## 2 工事の申込み

住宅の新築、建替、解体などで、水道施設の新設、改造、撤去をする場合、またはメーターを移設する場合は、町への申込みが必要です。必ず、紀宝町指定給水装置工事事業者に委任してください。

委任を受けた紀宝町指定給水装置工事事業者は、工事をする前に役場環境衛生課に申込書を提出し、工事の設計審査を受け承認を得てください。

### 紀宝町水道事業給水条例（抜粋）

#### （給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

#### （過料）

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

（1）第5条の承認を受けないで給水装置工事をした者

なお、申込者から委任を受けた紀宝町指定給水装置工事事業者は、申込者の立場に立って誠実に業務を行い、現地の状況や土地などの権利について責任を持って調査をしたうえで、工事の設計をしてください。

### 紀宝町水道事業指定給水装置工事事業者規程（抜粋）

#### （業務処理の原則）

第3条 指定工事事業者は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、紀宝町水道事業給水条例、紀宝町水道事業給水条例施行規程及びこの規程並びにこれらの規程に基づく管理者の指示を厳守し、誠実にその業務を行わなければならない。

### 紀宝町水道事業給水条例（抜粋）

#### （給水装置工事の費用負担）

第8条 給水装置の新設、改造、修繕、移設又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕、移設又は撤去する者の負担とする。

給水装置工事に要する費用は、町が貸与するメーターを除き、当該申込者の負担となります。したがって、給水装置（メーターを除く）は当該申込者の所有物となり、その

維持管理も原則として、当該申込者の責任と負担で行うものです。

このため、給水装置に異常が生じた場合、または故障した場合は、当該申込者が紀宝町指定給水装置工事事業者に修理を依頼し、費用を負担する必要があります。

※配水本管分岐部からメーターまでの自然漏水は、原則町負担で修繕を行います。

#### 紀宝町水道事業給水条例（抜粋）

（メーターの貸与）

#### 第20条

メーターは、管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者に保管させる。

- 2 前項の水道利用者等は、善良な注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 水道利用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

水道メーターは町が貸与しますが、当該申込者がその管理義務を負うこととなります。この管理義務を怠りメーターを紛失または破損した場合は弁償しなければなりません。

また、水道メーターの周辺に障害物を置かれますと、検針や取替えができません。水道メーターの上には、車や荷物等を置かないようにしてください。

### 3 申込みの時期

工事着手前に必ず申込書を提出してください。設計審査期間は工事の内容により異なりますが、書類の確認、書類不備による訂正等が必要な場合がありますので、余裕を持って提出してください。

なお、申込をしないで工事を行った場合、工事着手後に申込みをした場合などは、罰則（過料）を科す場合がありますので、ご承知おきください。

### 4 申込手数料の支払い

町へ申込書を提出する際に、申込手数料として1,500円をお支払いください。

## **5 道路等の占用許可**

道路等の掘削が必要な場合は、管理者の許可が必要となります。管理者によって申請をしてから許可がされるまでの期間が異なりますので、工事の予定時期に間に合うよう余裕を持って申込みをしてください。

また、道路工事を行うにあたっては、あらかじめ警察署での道路使用許可を得て、附近住民及び地元自治会等への周知、工事看板（予告）の設置、埋設物の確認等を行い、事故等のないよう細心の注意を払ってください。

※河川の占用許可についても管理者の許可が必要となりますので、別途協議してください。

## **6 提出書類**

給水装置の新設、改造、撤去を行う場合は、下記の書類を提出してください。

### <着工前の提出書類>

◇給水装置工事申込書（様式第1号）

【添付書類】位置図

◇給水装置所有者分岐同意書（様式第2号）【必要な場合】

◇土地家屋使用承諾書（様式第3号）【必要な場合】

◇誓約書（様式第4号）【必要な場合】

◇給水装置工事設計審査申請書（様式第7号）

【添付書類】配置図、施工図面等

◇給水装置工事使用材料表（様式第8号）

◇道路使用許可書

設計審査終了後、町より給水装置工事許可書（様式第9号）及びメーター（新設の場合）をお渡しします。

### <許可書受領後の提出書類>

◇給水装置工事着工届（様式第10号）

◇水道使用開始届（様式第12号）【新設の場合】

### <竣工後の提出書類>

◇給水装置工事竣工検査申請書（様式第11号）

【添付書類】竣工図面、工事写真等

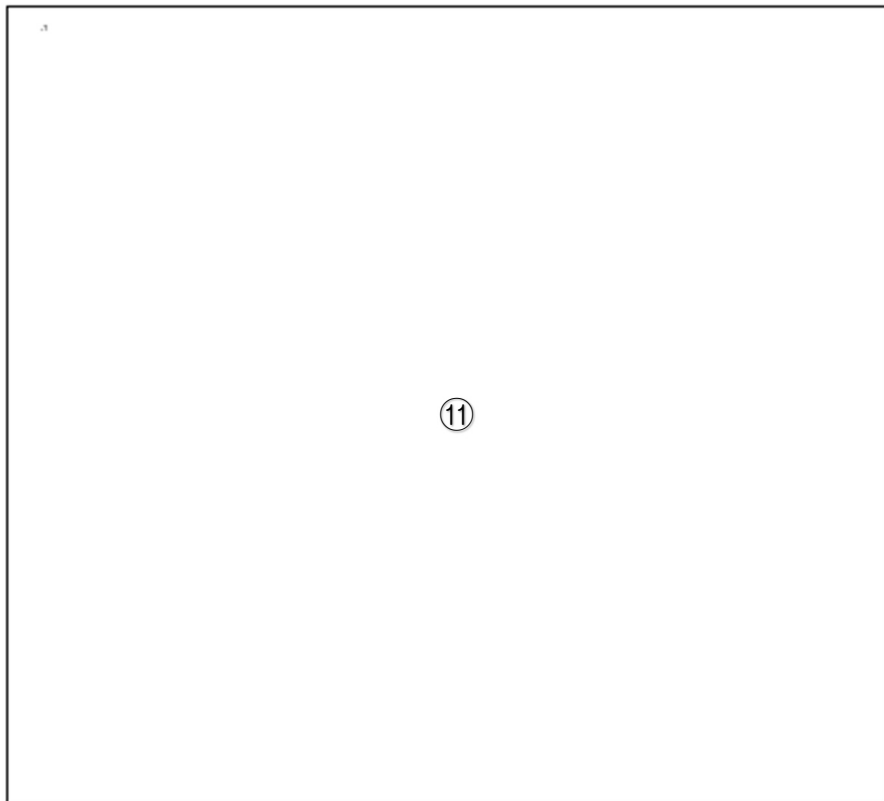
## 7 申込書等の記入要領

### ◇給水装置工事申込書

様式第1号(第3条関係)					(表)	
管理者	課長	課長補佐	係長	係	受付番号	
					受付年月日	年 月 日
<p style="text-align: center;">給水装置工事申込書</p> <p>紀宝町水道事業管理者 様</p> <p>1 設置場所 ① _____</p> <p>2 工事種別 ② 新設 改造 修繕</p> <p>3 メーターの口径 ③ φ _____ mm</p> <p>4 用途 (1) 家事用 (2) 官公署 学校 病院用 (3) 会社 工場 営業用 ④ (4) 湯屋兼用 (5) 娯楽用 (6) 工事その他一時用 フリガナ _____</p> <p>5 使用者 氏名 ⑤ _____</p> <p>上記のとおり、紀宝町水道事業給水条例第5条の給水装置新設等の申込みをいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>申込者 ⑥ 住所 _____ フリガナ _____ 氏名 _____ 印</p> <p>家屋所有者 ⑦ 住所 _____ フリガナ _____ 氏名 _____ 印</p> <p>土地所有者 ⑧ 住所 _____ フリガナ _____ 氏名 _____ 印</p> <p>施工者 ⑨ 住所 _____ (指定給水装置工事事業者) 氏名 _____ 印</p>						
<p style="text-align: center;">委任状</p> <p>紀宝町水道事業管理者 様</p> <p>本給水装置工事の申込み及び施工並びに紀宝町に納付すべき納入金に関する一切のことを、指定給水装置工事業者に委任いたします。</p>						
<p style="text-align: center;">年 月 日</p>					<p style="text-align: center;">(指定給水装置工事事業者)</p> <p>⑩ 受任者 _____ 印</p> <p>委任者 _____ 印</p>	

(表)

位置図



※添付書類

- (1) 給水装置所有者分岐同意書(様式第2号)
- (2) 土地家屋使用承諾書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) 給水装置工事設計審査申請書(様式第7号)
- (5) 給水装置工事使用材料表(様式第8号)
- (6) 道路使用許可書(国道 県道 町道 村道)

- ① 給水装置設置場所の住所を記入してください。
- ② 工事種別の新設、改造、修繕のいずれかに○をしてください。  
【注意事項】2次側のみの改造の場合も申込みが必要です。  
必ず工事を行う前に申込書を提出して設計審査を受けてください。
- ③ 設置するメーターの口径を記入してください。(新設の場合のみ)
- ④ 用途のいずれかに○をしてください。
- ⑤ 給水装置の使用者の氏名、フリガナを記入してください。
- ⑥ 給水装置工事の申込者の住所、氏名、フリガナを記入し押印してください。
- ⑦ 家屋所有者の住所、氏名、フリガナを記入し押印してください。  
【注意事項】使用者、申込者と家屋所有者が違う場合は、土地家屋使用承諾書を併せて提出してください。

- ⑧ 土地所有者の住所、氏名、フリガナを記入し押印してください。  
【注意事項】使用者、申込者と土地所有者が違う場合は、土地家屋使用承諾書を併せて提出してください。（自己所有地のほかに自己所有地以外の土地を使用する場合でも提出が必要です。）
- ⑨ 施工する指定給水装置工事事業者の住所、事業者名、氏名を記入し押印してください。
- ⑩ 委任状欄の受任者及び委任者の氏名を記入し押印してください。
- ⑪ 給水装置設置場所の位置図を添付してください。

◇給水装置工事設計審査申請書

様式第7号(第6条関係)						
管理者	課長	課長補佐	係長	係	受付番号	
					受付年月日	年 月 日
給水装置工事設計審査申請書						
紀宝町水道事業管理者 様						
別添給水装置施工図面等のとおり、設計しましたので審査を申請いたします。						
年 月 日						
申請者 ⑫ 住所 _____						
(指定給水装置工事事業者)						
氏名 _____ (印)						
主任技術者氏名 ⑬ _____ (印)						

- ⑫ 施工する指定給水装置工事事業者の住所、事業者名、氏名を記入し押印してください。
- ⑬ 主任技術者の氏名を記入し押印してください。



◇給水装置工事着工届

様式第10号(第7条関係)

管理者	課長	課長補佐	係長	係

受付番号	
受付年月日	年 月 日

給水装置工事着工届

年 月 日、第 号で許可をいただいた給水装置工事は、  
月 日に着工しましたからお届けします。

年 月 日

申請者 住所 ⑮ \_\_\_\_\_  
(指定給水装置工事事業者)  
氏名 ⑯ \_\_\_\_\_ 印

紀宝町水道事業管理者 様

- ⑮ 町から受領した給水装置工事許可書に記載された日付と文書番号を記入し、着工日の日付を記入してください。
- ⑯ 施工する指定給水装置工事事業者の住所、事業者名、氏名を記入し押印してください。



◇給水装置工事竣工検査申請書

様式第11号(第8条関係)

管理者	課長	課長補佐	係長	係

受付番号	
受付年月日	年 月 日

給水装置工事竣工検査申請書

別添給水装置竣工図面等のとおり、竣工しましたので竣工検査を申請いたします。

年 月 日

申請者 ㉓ 住所 \_\_\_\_\_  
 (指定給水装置工事事業者)  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

紀宝町水道事業管理者 様

㉓ 施工した指定給水装置工事事業者の住所、事業者名、氏名を記入し押印してください。

◇各種承諾書等【必要な場合】

◆給水装置所有者分岐同意書

様式第2号(第4条関係)

給水装置所有者分岐同意書

私所有の給水装置から分岐することを同意します。なお、本同意に関し紛争が生じたときは当事者間で一切のことを解決します。

給水装置の場所 ⑳ \_\_\_\_\_

給水装置の所有者 ㉑ \_\_\_\_\_ 印

年 月 日

紀宝町水道事業管理者 様

他人の給水管等から分岐して給水装置を設置する場合は、給水管等の所有者から上記の書類により同意を得てください。

なお、分岐により、同時使用すれば水圧低下が発生する可能性があることを十分に説明してください。

㉑ 給水装置の場所を記入してください。

㉑ 給水装置の所有者（既設給水管等の所有者）に氏名の記入と押印をいただいでください。

◆土地家屋使用承諾書

様式第3号(第4条関係)

土地家屋使用承諾書

本給水装置工事施工のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。  
なお、本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切のことを解決します。

使用する土地家屋 住所 ㉔ \_\_\_\_\_

土地家屋所有者 住所 ㉕ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日

紀宝町水道事業管理者 様

私道を掘削して給水管等を設置する場合や、他人の土地や家屋を使用して給水管等を設置する場合、上記の書類により土地家屋所有者の承諾を得てください。

- ㉔ 使用する土地家屋の住所を記入してください。
- ㉕ 土地家屋所有者に住所、氏名の記入と押印をいただってください。

◆誓約書

様式第4号(第4条関係)

管理者	課長	課長補佐	係長	係

受付番号	
受付年月日	年 月 日

誓 約 書

紀宝町水道事業管理者 様

年 月 日

給水装置工事申込者 住所 ②⑦ \_\_\_\_\_

氏名 ②⑧ \_\_\_\_\_ ②⑨

給水装置工事の場所 \_\_\_\_\_

上記の給水装置工事について第三者から異議があっても、紀宝町にご迷惑をお掛けしないことを誓約いたします。

土地家屋使用承諾書の提出ができない場合は、上記の誓約書を提出してください。

- ②⑦ 給水装置工事申込者に氏名と住所の記入と押印をいただってください。
- ②⑧ 給水装置工事場所の住所を記入してください。

## **8 図面作成の留意点**

図面は給水装置計画の技術的表現であり、工事の施工の際の基礎であるとともに、給水装置の適切な維持管理のための必須の資料であるので、明確かつ容易に理解できるものとしてください。

図面は、給水する家屋等への給水管の布設状況等を図示するものであり、維持管理の技術的な基礎的資料として使用するものです。

◇平面図は、道路幅員、側溝等の構造物、配水本管の位置・管種・管径、給水管の位置・管種・管径、メーターから道路境界及び隣地境界までの距離を的確に図示してください。

◇断面図は、道路幅員、側溝等の構造物、配水本管の位置・深さ・管種・管径、給水管の深さ・管種・管径、給水管の占用延長、メーターから道路境界までの距離を的確に図示してください。

給水装置工事の手引き

令和8年5月1日 発行

発行 紀宝町役場 環境衛生課